

ふぐ加工製品の取扱いを始める皆様へ

東京都では、「東京都ふぐの取扱い規制条例」においてふぐの取扱いを規制しています。

丸ふぐや有毒部位の付着した未処理のふぐについてはふぐ調理師以外は扱う事ができませんが、条例上規定されたふぐ加工製品については、ふぐ調理師以外の人でも保健所に届け出た場合に、販売、調理・加工ができます。

ただし、ふぐ加工製品の中でも、ふぐ調理師以外の人を取り扱えるふぐ加工製品は限られており、取扱いに際しては、継続的に守らなければならない事項があります。

条例上規定された「ふぐ加工製品」とは

- 有毒部位が除去等されたもの※1であって、次のものをいいます。

例：身欠きふぐ※2、精巢※3、ふぐ刺身、ふぐちり材料、ふぐ塩蔵品、ふぐ調味加工品、ふぐそう菜など



「身欠きふぐ」



「ふぐ精巢」



「ふぐ刺身」



「ふぐちり材料」

※1 有毒部位が除去され、又は塩蔵処理等が行われたもの

※2 身欠きふぐ：内臓を除去し、皮を剥いたもの

※3 精巢：分離したままの形態の精巢

「ふぐ加工製品」に該当しないもの



丸ふぐ、有毒部位の付着した未処理のふぐは、ふぐ調理師以外の者は取り扱うことはできません。



ヒレが有毒部位とされているふぐで、ヒレが付着しているむき身のふぐは、ふぐ調理師以外の者は取り扱うことはできません。

ヒレが有毒部位とされるふぐの種類

クサフグ、コモンフグ、ヒガンフグ、ショウサイフグ、マフグ、メフグ、アカメフグ、ゴマフグ、サンサイフグ、ハコフグ、ナシフグ

届出施設で取扱い可能な「ふぐ加工製品」とは

次の2つの条件を満たすふぐ加工製品は、届出施設で取り扱うことができます。

条件1 容器包装に入れられていること

条件2 法令（法及び東京都ふぐの取扱い規制条例）で定める表示があること

裏面：表示例

「届出施設」でできること

飲食店では

- 身欠きふぐ、精巢、ふぐ刺身、ふぐちり材料、ふぐそう菜などのふぐ加工製品を調理し、提供できます。

魚介類販売店では

- 仕入れた身欠きふぐ及び精巢をそのまま販売することができます。
身欠きふぐ及び精巢の小分け再包装はできません。
- 身欠きふぐをふぐ刺身やふぐちり材料などに加工し、容器包装に入れて法令で定める表示を行い、販売することができます。
届出施設でふぐ加工製品を販売する場合は、容器包装に入れて法令で定める表示を行う必要があります。ただし、届出施設で身欠きふぐや精巢の表示を行うことはできません。

ふぐ加工製品の表示例（生鮮食品）

身欠きふぐ

とらふぐ(身欠きふぐ)	
ふぐの種類	標準和名:とらふぐ
原産地	〇〇県
処理年月日	平成〇年〇月〇日
処理業者氏名	〇〇株式会社
処理施設所在地	〇県〇市〇町〇-〇 -〇
有毒部位除去済	

条例で定める表示事項

- ① 有毒部位が確実に除去されている旨
- ② ①を表示した施設の所在地及び営業者氏名

精巢

とらふぐ精巢	
ふぐの種類	標準和名:とらふぐ
原産地	〇〇県
処理年月日	平成〇年〇月〇日
処理業者氏名	〇〇株式会社
処理施設所在地	〇県〇市〇町〇-〇 -〇

条例で定める表示事項

- ① 精巢である旨

ふぐ刺身（生食用鮮魚介類）

名称	ふぐ刺身(生食用)
ふぐの種類	標準和名: とらふぐ(養殖)
原産地	〇〇県
加工年月日	平成〇年〇月〇日
消費期限	平成〇年〇月△日
保存方法	10℃以下で保存してください。
加工者氏名	〇〇株式会社
加工所所在地	〇県〇市〇町〇-〇 -〇

条例で定める表示事項

条例で定める表示事項はありません。

※ 食品表示法で定められた表示事項を記載する必要があります。

法で定める表示事項を記載するとともに、条例で定める表示事項を表示する必要があります。

ふぐ加工製品の取扱者の義務

- ① 保健所で交付された「ふぐ加工製品取扱届出済票」を店舗の見やすい場所に掲示します。



丸ふぐなどの未処理のふぐは取り扱うことができず、有毒部位が除去された「ふぐ加工製品」だけを取り扱う施設であることを客観的に示すことで、お客様が安心してふぐを喫食できます。

- ② 販売や調理・加工に当たっては、容器包装に入れられ、法令で定める表示があるものを使用します。

- ③ 仕入先の住所・氏名、仕入年月日の記録を仕入れた日から1年間保管します。
なお、伝票などに仕入先の住所・氏名、仕入年月日が記載されていれば、それを保存することで記録・保管の義務を果たしたことになります。



また、飲食店では使用したふぐ加工製品の表示を48時間保管してください。

- ④ 「ふぐ加工製品取扱届出済票」を他人に譲渡・貸与してはいけません。



- ⑤ 営業者又は食品衛生責任者は、上記①～④を確実に守り、また、ふぐによる食中毒を防止するよう店舗ごとに責任をもって管理し、他の従業員への周知に努めなければなりません。

行政処分及び公表について

次の行為は、ふぐ加工製品の取扱いの停止や禁止などの行政処分の対象です。
また、違反者の名称などは公表の対象となります。

違反行為
未包装又は表示がされていないふぐ加工製品を使用した場合
仕入れ等に関する記録を作成又は保管しなかった場合
ふぐ加工製品取扱届出済票を他人へ譲渡又は貸与した場合
条例に定める表示がないふぐ加工製品を販売した場合

罰則（主なもの）

行政処分に従わない場合や、ふぐ加工製品の取扱いの届出を行わない場合などは罰則の対象となります。

対象行為	罰則内容
ふぐ加工製品の取扱い禁停止等命令に違反した場合	6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
ふぐ加工製品取扱いの届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	20万円以下の罰金

届出後に必要な手続

変更届

届出事項に変更を生じたときは、保健所に変更届を提出してください。

- ふぐ加工製品取扱届出済票に記載されている事項を変更した場合は、ふぐ加工製品取扱届出済票を持参してください。

廃止届

ふぐ加工製品の取扱いを廃止したときは、廃止届にふぐ加工製品取扱届出済票を添えて、10日以内に保健所に届け出てください。

再交付

ふぐ加工製品取扱届出済票を破り、汚し、又は失ったときは、保健所に再交付を申請してください（手数料がかかります。）。

- 破り、汚した場合は、再交付申請書にふぐ加工製品取扱届出済票を添えて、申請してください。
- また、再交付後に失ったふぐ加工製品取扱届出済票を発見した場合は、速やかに保健所に返納してください。

承継届

相続、法人の合併又は分割があった場合は、場合によって承継が認められますので、事前に保健所にご相談ください。

東京都ホームページ「食品衛生の窓」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/index.html>

東京都の食品衛生に関する情報提供を行っていますので、ご参照ください。